

平成 23 年度第 9 回 税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 9 月 16 日（金）16 時 45 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

まず、税調委員に変更があります。新たな委員名簿を配付しておりますので、お手元で御確認いただきたいと思っております。今回より、新たに民主党の中野税調会長代行にオブザーバーとして参加いただくこととしております。よろしく願いいたします。

本日は、8 月以降作業を行ってまいりました復興・B 型肝炎対策財源作業チームから、復旧・復興事業に充てる財源のための時限的な税制措置の複数の選択肢について報告を受け、委員の皆様から御意見をいただければと存じます。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラマンの皆様は御退室をお願い申し上げます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。なお、質疑応答につきましては、全ての説明が終わった後に一括して行うことにしたいと考えております。

まず、復興・B 型肝炎対策財源作業チームからの報告に入る前に、歳出削減及び税外収入による財源の確保策について報告がございます。野田内閣発足後の初閣議における総理指示において、復興対策の財源は財務大臣が中心となり、歳出削減及び税外収入による財源の確保策を固めることとされました。その検討結果について、藤田財務副大臣より説明をお願いしたいと存じます。

○藤田財務副大臣

藤田でございます。

御案内のとおり、東日本大震災からの復興の基本方針において、平成 27 年度末までの 5 年間の集中復興期間に実施が見込まれる事業規模については、国・地方合わせて 19 兆円程度と見込んでおります。このうち、既に平成 23 年度第 1 次及び第 2 次補正予算等で実施した 6 兆円程度を除いた残りの 13 兆円程度の財源については、歳出の削減、国有財産の売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しやさらなる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保することとされております。こうした時限的な税制措置の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入による財源確保額を 3 兆円程度と仮置きして進めてまいりました。

今回、野田総理からの御指示や党での御議論も踏まえて、安住大臣の下で検討を進めてまいりました結果、5 年間で更に財源を捻出することとし、全体とし、歳出削減及び税外収入による財源確保額について、政府の責任において、5 年間で更に 2 兆円

程度捻出することとし、全体とし5年間で5兆円程度とすることといたしましたので、御報告を申し上げます。

詳細については、事務方から説明をいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

引き続き、中原財務省主計局次長より詳細について説明をお願いいたします。

○中原財務省主計局次長

主計局次長の中原でございます。

今、副大臣からお話ございましたように、今般、総理からの御指示、あるいは党での御議論、これらを踏まえまして、財務大臣の下で検討を進めてまいりました結果、復興事業に充てるための財源として、歳出削減及び税外収入による財源確保額を、従来仮置きしておりました5年間で3兆円程度、これに2兆円程度上積みいたしまして、5年間で5兆円程度とすることとなりました。

具体的に申しますと、従来の3兆円程度と申しますのは、子ども手当の見直しや高速道路無料化の中止、あるいは東京メトロの株式の売却等により捻出することとしておりましたが、追加の2兆円程度につきましても、エネルギー対策特別会計の見直し、財政投融资特別会計の剰余金、JT株式の国の保有割合の2分の1から3分の1へという見直し、公務員人件費の見直しなどを考えているところでございます。

今、例示いたしました4つの項目、エネ特の見直し、財投特会の剰余金、JT株式、公務員人件費、これらの項目のいずれにつきましても、現時点で確定的なものが見込めるという状況ではございませんが、今後、最大限の努力を重ねることによりまして、これらの項目の組み合わせで、政府として責任を持って、5年間で2兆円程度を追加捻出するという考えでございます。これを前提に御検討を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、作業チームからの報告に移りたいと存じます。先ほどの財務省の藤田副大臣からの報告を踏まえて、作業チームとしてとりまとめました複数の選択肢について、私と黄川田総務副大臣から報告をさせていただきます。

まず、私から申し上げますが、「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の『複数の選択肢』（国税）」という資料をお手元に置いていただきたいと思います。このチームでは7回会合を行い、作業を行ってまいりました。報告を申し上げたいと思います。

1 ページ目は、基本方針等に基づく基本的考え方と財源スキームを示しております。

今、お話がありましたとおり、税外収入については5兆円という数字を前提として計算させていただきます。これに年金臨時財源2.5兆円、B型肝炎対策0.7兆円を加算いたしまして、11.2兆円程度について税制措置による対応を行うということになりま

す。

2 ページ目をお開きください。複数の選択肢に係る試算例の位置づけでございます。御覧いただければと存じます。

次の3 ページからは、試算例でございます。地方税での対応は 0.8 兆円程度の前提となりました。したがって、国税での対応額は 10.4 兆円程度となります。

選択肢 1 は、基幹税のうち、所得税・法人税に負担を求めるものでございます。

まず、所得控除等の見直しは、既に平成 23 年度税制改正で決められた事項でございます。これは当初、子ども手当の上乗せ措置の財源として検討されたものでございますが、上乗せ措置が行われなくなったことにかんがみまして、これを財源に充てることといたしております。

なお、所得控除等の見直しは恒久措置であるため、歳出削減により捻出した財源と同様、高い復興需要が見込まれる集中復興期間、当初の 5 年間の基本として復旧・復興財源に充てることといたしております。年間 1,400 億円程度であり、5 年間で合計 0.7 兆円となる計算でございます。

法人税付加税につきましては、平成 23 年度税制改正における法人税率の引下げと課税ベース拡大の実施を決めた上で、3 年間 10%の付加税を課すこととしております。これについては、後ほど詳しく御説明いたします。法人税付加税の税収は、年間 0.8 兆円、3 年間で 2.4 兆円となります。

所得税についても付加税を課すことといたしておりますが、償還期間、すなわち税制措置の期間を 5 年間とし、税率を 11%とする案と、期間を 10 年間に延長し、税率を半分の 5.5%に圧縮する案を示しております。

選択肢 2 は、所得税・法人税といった基幹税を中心にしますが、個別間接税にも負担を求めるものでございます。

例として、たばこに 1 本 1 円、年間で約 0.2 兆円のたばこ臨時特別税を課すことといたしております。これにより、所得税付加税の各年度の税収規模を圧縮することとしております。その結果、償還期間 5 年の場合、所得税付加税は 9.5%、10 年間の場合は 4%となります。

なお、個別間接税の代表例としてたばこ税を挙げましたが、参考として、仮にたばこ臨時特別税の増収額をガソリン税や酒税で賄う場合の税率等を右側に書いてございます。

5 ページ目をお開きください。税率 3%の消費税付加税を平成 25 年 10 月から 1 年半課すものでございます。この場合は法人税付加税を課さないこととしております。

留意点としては、消費税は、広く国民全体で負担を分かち合うことができる一方、税の仕組み上、被災者の負担について配慮が難しいという点について特に留意が必要でございます。また、社会保障・税一体改革との関係にも留意する必要があります。

次の 6 ページで、今後、与党での議論や与野党協議の場において、この試算例をベ

ースにした議論がなされると考えますが、税制措置については、次のような選択肢を参考とし、

1. どの項目を
2. いかなる税率で
3. いつから
4. どれだけの期間
5. どのように組み合わせるか

が議論のポイントとなります。

なお、復旧・復興財源のために創設する税は、復旧・復興に対する国民の幅広い参加・貢献を反映する観点から、例えば、復興貢献特別所得税あるいは復興貢献特別法人税といった名称を付すことが考えられます。

次の7ページで、複数の選択肢の提示に向けた留意点でございます。

まず、経済への配慮については、平成23年度税制改正を活用することで、臨時増税の規模を抑制することとしております。

法人税については、平成23年度税制改正法案により恒久減税、すなわち法人税率の引下げと課税ベースの拡大の実施を決めた上で、3年間、復旧・復興財源としての法人税付加税を課すこととしているものでございます。

付加税と合わせた法人税率を現行税率30%より28.05%に引き下げ、企業経営に過大な負担とならぬよう配慮するとともに、短期間、3年間の措置とすることで、減税効果を早急に実現し、また、企業の予測可能性を確保することとしております。更に、復興需要の発現期に適用を開始し、復興需要が低減する時期に減税となる仕組みとすることで景気への影響を緩和することとしたいと考えておりますが、どうでしょうか。

次の簡素な税制及び償還期間につきましては、既存の税目とは異なる新たな税についての記述を追加しましたが、その他は基本的に変更しておりません。

(4)で、平成23年度改正等との関係を整理いたしました。前回御説明したこととあまり変わりありません。

所得控除等の見直しは、平成23年度税制改正において決定された事項であり、法人税付加税は、平成23年度税制改正事項と同時に実施することを想定してございます。

消費税については、社会保障・税一体改革成案において、2010年代半ばまでに段階的に消費税を10%まで引き上げることとされております。消費税付加税は、消費税率の段階的な引上げの一部を復旧・復興等の財源として充ててはどうかということを想定しているものでございます。

所得税付加税及びたばこ臨時特別税等は、今回、復旧・復興等の財源確保の観点から新たに創設することを想定したものでございます。

最後に、参考として所得税付加税による家計負担の資料を添付してございます。御

覧いただくと、最も所得税付加税の負担が重くなる税率 11%という想定であっても、平均的な給与収入の層である 400 万円の世帯で月に 400 円程度の負担でございます。

次の 11 ページ、夫婦子 1 人の場合は月に 700 円程度、その次の 12 ページの単身世帯では月に 860 円程度となります。仮に所得税付加税の税率が最も低い 4%になった場合、たばこ税等を使う場合には、夫婦子 2 人の平均世帯で月に 140 円程度、夫婦子 1 人で月に 250 円程度、単身世帯では月に 300 円程度となります。

なお、パートを除く労働者の平均年収は 500 万円でございます。この場合、税率 11%であれば、夫婦子 2 人で月に 700 円程度、夫婦子 1 人で月に 1,100 円程度、単身世帯で月に 1,500 円程度の負担となりますが、4%の場合は、夫婦子 2 人で月に 260 円程度、夫婦子 1 人で月に 400 円程度、単身世帯で月に 530 円程度となります。

復興税制といえば、非常に大きな負担を個人・法人にお願いするというイメージが一方でありますけれども、法人税は恒久減税との同時実施、所得税付加税は税率を圧縮することで、この未曾有の震災からの復興のための負担等を国民全体で広く薄く分かち合うような設計となっていると思います。

以上、作業チームにおいて検討した複数の選択肢を御紹介させていただきました。

なお、試算を行うに際しての技術的な前提等については、「参考資料(試算の前提等)」という資料にまとめてございますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、続いて黄川田総務副大臣から御説明をお願いいたします。

○黄川田総務副大臣

引き続き私から、地方税におきましても国税と同様に資料を作成しておりますので、御説明いたします。「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の『複数の選択肢』(地方税)」という資料がありますので、御覧いただきたいと思います。

まず、1 ページには地方税における時限的な税制措置の考え方について書いております。

地方税は、御案内のとおり、各地方公共団体が当該地方団体における行政サービスを提供するために徴収するものでありまして、この受益と負担の関係が地方税の最も根幹的な原則であります。

一方、今回の東日本大震災のような未曾有の国難に際しては、全国の地方公共団体で行われる予定の緊急防災あるいは減災事業の地方負担分等 0.8 兆円程度については、地方公共団体自ら財源を確保することが考えられます。

なお、平成 23 年度改正事項のうち、所得控除等の見直しに係る国税の増収分は子ども手当の給付額を上乗せする場合の財源に充てることとされておりましたが、地方税の場合は、その増収分は昨年 12 月の 5 大臣合意において地方財源であるという性格にもかんがみ国税と異なる対応とされていることに留意が必要となります。

次に、2 ページでありますけれども、複数の選択肢に係る計算例を示しております。

まず、〔1〕は基幹税のうち個人住民税に負担を求めるものであります。

税制措置の期間を5年間とし、個人住民税均等割を年2,000円引き上げる案と、期間を10年間に延長し、個人住民税均等割の引上げを年1,000円に圧縮する案を示しております。また、個人住民税均等割の引上げの規模を抑制するため、平成23年度税制改正事項である個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額を活用することとしております。

次に、3ページの〔2〕で、基幹税の個人住民税とともに、個別間接税であります地方たばこ税にも負担を求めるものであります。

具体的には、地方たばこ税を1本1円引き上げ、個人住民税均等割の引上げの規模を圧縮することとしております。その結果、税制措置の期間5年で引上げ額は年500円となります。

次の4ページでありますけれども、地方税においても国税と同じ事項が議論のポイントとなります。

5ページは、複数の選択肢の提示に向けた留意点であります。地方公共団体が財源確保の手段を選択できるようにするとともに、制度を複雑化させないように標準税率を引き上げる制度を基本とすることが考えられます。

以上、作業チームにおいて検討した、地方税に係る複数の選択肢を紹介させていただきました。

なお、これは国税と同様、試算を行うに際しての技術的な前提等については、「参考資料（試算の前提等）」にまとめておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、14日の税調懇談会におきまして議論がありました事項につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、税制措置と経済との関係いかんという御質問がございました。説明を聴取いたします。大串内閣府大臣政務官より説明をお願いいたします。

○大串内閣府大臣政務官

内閣府の大串でございます。

お手元に、「参考資料（復興・B型肝炎対策財源としての税制措置が実質GDP成長率に及ぼす影響について）平成23年9月16日 内閣府」と示した2枚紙と、もう一つ、追加で示しましたA4判の横紙であります『「経済財政の中長期試算」(内閣府 平成23年8月12日)より』、この2つを用いて御説明させていただきます。

今回のシミュレーションは、まずはこの参考資料という2枚紙を見ていただきますと、震災復興の税制措置について、国税の財政規模10.4兆円、今日御提示しましたものを前提として、選択肢ごとに、成長率にどのような影響を与えるのかということモデルを使って分析しました。なお、平成23年度の税制改正法案による法人税減税は、

これになされることを前提として計算しています。

1枚おめくりいただきまして見ていただきますと、10.4兆円の増税措置を想定した、選択肢として、今、説明のありました1～3というふうに書いています。選択肢1、選択肢2の中では、①、②として、所得税付加税の期間を5年としたもの、10年としたもの、それぞれの選択肢を示しております。

見ていただきますように、1年目の平成24年度においては、当然、景気を下押しする効果が大きく表れ、それがだんだん漸減していくという流れになっているのを見ていただけたと思いますが、それぞれ選択肢ごとにおいての違いを見ていただきますと、そんなに大きくない、それぞれ税目ごとの違いしかないことが見て取れると思います。

ただし、選択肢3、これは前倒しで1年半で増税を行うという案でございますので、消費税付加税を使った場合のみ、平成25年度、平成26年度に大きくマイナス効果が出ているという点が見て取れると思いますが、総じて増税の項目によった違いは、そんなに差異は多くないことが見ていただけたと思います。

今、示しました分析は、それぞれの増税による景気の下押し効果のみをお示ししましたが、冒頭申しました、もう一枚の資料であります『『経済財政の中長期試算』(内閣府 平成23年8月12日)より』を見ていただきますと、こちらの方は、いわゆる復興需要に与える歳出面の好影響の方と、税制措置、つまり景気を下押しする、双方の要素を考慮した資料であります。これは8月12日に既に提示しておるわけでありましてけれども、見ていただきますと、税制措置として、約10兆円分でありましてけれども、5年で措置した場合と10年で措置した場合を分析して当時示しておりました。

慎重シナリオと書いておりますものは、経済を慎重な目線で見たとの分析でありますけれども、これを見ていただきますと、復興に関しましては、復興支出による需要増分と、税制措置による需要減分とがありますものですから、これを両方加味して見ますと、税制措置5年のところでも、2012年で実質成長率2.7%、2013年で若干落ちますけれども、1.0%、1.3%、1.1%というふうになるのを見て取れます。

税制措置10年の場合には、2012年の実質成長率2.9%の見通し、2013年には1.2%、1.2%、0.9%、1.2%となっていくのを見ていただけていますが、これを前提に、この際には増税項目をかなり漠とした前提で8月12日に分析しておったところでありましてけれども、今般、選択肢が幾つか示されました。それぞれの選択肢で分けて検討してみましたが、この8月12日にお示した経済成長率の見通しに比しても、税目ごとで、この成長率の見通しが変わってくる値は、おおむねプラスマイナス0.1%程度でございましたので、当時、8月12日に分析した復興需要と税制措置、両方のシナリオを加味したものからも、税制措置の項目によってはそんなに大きな変化はないということがわかりました。

更には、税制措置の開始時期を2012年から後にずらすか否かという論点もございました。これも分析しましたが、いずれにしても、復興需要は支出によって決まってい

きます。それから、復興を下押しする効果はいわゆる税制措置によって決まっていきます。それで、税制措置を1年間あるいは2年間後ろに倒すと、その分だけ景気を下押しする効果が後から表れ長く続くという意味において、ある意味プラスマイナスゼロでありまして、その面での経済に与える大きな違いはない。しかしながら、御案内のように、復興需要が2012年から大きく始まってまいりますので、その分、税制措置が遅れると、経済の振幅という意味において、振れ幅が2012年、2013年と、当初の年度において大きくなるという面は考慮しなければならないという点が指摘されたところでございます。

以上、景気に与える影響を御説明申し上げました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、やはりこれも懇談会において議論となりました、森文科副大臣、それから、櫻井政調会長代理などからありました資料要求等でございますが、1つ目は税外収入等の検討についての資料、2つ目は復興債の区分経理の方法及び時限的な税制措置の税收の区分管理等についての方法、3つ目は復興財源としての決算剰余金の取扱い、この3点につきまして、中原財務省主計局次長より説明をお願いいたしますが、恐縮ですけれども、簡潔にお願い申し上げたいと思います。

○中原財務省主計局次長

まず、1点目の資料の件でございますが、ただいまの内閣府の資料の下に3つ、資料のつづりが置いてございます。3つある資料のうち、真ん中にあります横長の「財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項」、これが一番基本となる資料でございます。かなり広範囲にわたって、小委員会・チームで御指摘をいただいた、財源となり得る検討項目を拾ったものでございます。その際の御指摘を、小委員会あるいはチームの役員の先生方の御指導を得て、政府側で整理して、それに政府の考え方と反映可能額をとりまとめたものが、この資料でございます。

一番上に乗っております概要は、それをまとめたものでございます。

それから、もう一つの資料、8月26日という日付の入っている資料は、小委員会・財源チームでこれまでの議論を整理して、どういう意見が出たかというものを分野ごとにまとめておつくりになった資料を配付しております。

2点目でございますが、復興債あるいは時限的な税制措置の区分管理についてのお尋ねでございます。基本法や基本方針におきまして、これらについては他の歳入と区分して管理することが求められております。現在、具体的な方法を検討中でございます。

方向性といったしましては、まず復興債は、現行、既に建設国債と特例公債につきましては、前々年度の残高あるいは前年度末及び当該年度末の残高の見込み、それから、償還年次表をそれぞれ区分してつくりまして国会に提出しておりますので、同様の方

法で復興債の区分管理ができるのではないかと考えております。

また、時限的な税制措置の税収につきましては、一般会計の予算書におきまして、復旧・復興に関する項目については、歳入予算、歳出予算、それぞれで、これが復旧・復興に関するものであるというふうにわかるような記載をしようと考えておりまして、これを行うことで、税収の全てが復興債の償還を含む復旧・復興費用に充当されることが明らかにできるのではないかと考えています。

3点目、決算剰余金のお話でございます。仮に、ある年度におきまして決算剰余金が発生いたしました場合には、それ以降の年度において復興財源として活用することは可能でございます。ただし、決算剰余金は決算を締めた後に結果的に出てくるものでございますので、それをあらかじめ見込んで財源としてカウントすることは難しいかと思っております。

なお、財政法6条におきまして、決算剰余金の2分の1以上は国債償還に充てることとされておりますので、それ以外に使う場合には特例法が必要でございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、やはり懇談会におきまして、滝法務副大臣から資料の提出依頼がございました。所得税及び住民税の減税の状況については、お手元に資料を配付してございます。恐縮でございますが、これをもって回答とさせていただきたいと思っております。

それから、亀井政調会長からお話のありました無利子非課税国債につきましてですが、このミッションは復興債の償還についての諮問に対する対応でございますので、復興債の発行の仕方については引き続き政府として受け止めて検討させていただきたいということでございます。

以上の説明につきまして、御質問・御意見等があれば伺いたいと思っております。どうぞ御発言ください。

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

ここまで御努力をなさったことに敬意を表しながら、幾つか申し上げたいと思うんです。

1つは、この「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の『複数の選択肢』(国税)」の中の9ページに、ただいまの五十嵐副大臣の御説明で、「社会保障・税一体改革の方針(2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げる)との整合性」ということでさらっと御説明いただいているわけでありまして。このときの経緯に関しては、御案内のとおり、経済の好況感、経済が極めてよくなるのを条件としてということにあったことをやはり明記させていただきたいと思っております。

といいますのは、我々は確かにこういうことで最終的には了としたわけでありまして

が、前提としての経済の好転ではなく、条件としての経済の好転をした上でこの文章になっているわけで、あの段階でも議論があったのは、これはある意味で矛盾律を含んでいる。結局、経済の好転がない限りにおいては、2010年代半ばまでの段階的な消費税の10%引上げはないという基本的な認識を持つ関係者もたくさんいた中での議論でありますから、それはきちんと明記していただきたいということを改めて申し上げます。

さて、本論の中ではありますが、1つは、今回3兆円の仮置きの数値というものがありませんでした。それで、3兆円の仮置きの数値が5兆円になったということではありますが、これをもう少し御努力できないのかということに関して、この間の努力に敬意を表しながら申し上げたいわけがあります。

今回のこの縦長の「これまでの議論の整理について」で、政府保有株式を売却するというところで、NTT株式とかJT株式とかが書いてあります。これは法律改正事項であるというのは両方とも書いてありますが、法律改正というものは大変に重い作業かもしれないけれども、なるべく増税をしないという基本的な発想を持っているのであれば、こういった法律改正をして、NTTに関しても、JTにしても、法律の存在意義は十分に議論されれば、これは法律を改正していいという議論になろうかと思っておりますので、法律を改正するというところであるならば、同じように郵貯銀行に関しても法律改正をする、もしくは今あるものを見直すという中において、もっと大きな金額がここで見込まれるであろうということは多くの方が語っているところでありまして、それがここに入っていないということに関して是非御検討いただき、この5兆円という数値を更に数兆円積み上げをしていただく。

最後にどうしても足りない部分は、当然、こういった復興のための増税という国民の皆さんの御同意もいただいて行う必要はあるのかもしれませんが、5兆円で十分であるという議論には全くなりません。5兆円ではなくて、やはり7兆円、8兆円、9兆円を目指すというぐら이의御努力を更に強く小委員会の方々にも申し上げたいと思うところがあります。

これ以上、私が話すわけにはいきませんので、3点目でありますけれども、この償還の期限の在り方ということで、集中とか様々書いてありますが、これは従来からの議論で、早く償還をしようということになれば、経済に対して極めてマイナスの影響を与えることは言をまたないと思っております。

先ほどの大串政務官の発言で、この償還が早く始まって1つあるだろうという議論でありましたが、私は大変にそれは誤った考えではないかと思っております。少なくとも経済がデフレを脱却し、一定のテークオフをするまでは経済の腰折れをしてはならないと私は認識しておりますので、そこも御配慮いただきながら、短期でこれを償還するというのは、従来の場合でも、いわゆる建設国債並みという議論がありましたが、それはあえてここまで議論が煮詰まった中で申し上げたくありません。しか

し、少なくとも5年、10年ではない、もっと長期のスパンにおいて、こういったものを分かち合うというぐらいの姿勢でなければ、結果として後世から、この経済の活性化に対して水を差したという批判が起こり得るかもしれないと私は思っております。

私は、そういった意味で、建設的に、皆様がまとめられたこの文章に沿って、あえてその中で、何が一番最善かということに関して強く申し上げたいということであります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

まず、3点お話しされましたが、1点目につきましては、税・社会保障一体改革との関係に留意というのは、むしろ消費税をここで用いると厄介なことになるのではないかということをお気をつけた方がいい、平たく言えばそういう意味でございますので、やってほしいという意味で留意事項として書いているわけではないということ。

それから、全体として、選択肢を提示するのは、この調査会のミッションでございますので、政治的な判断、いつやったらいいかとか、どの税目を選んだらいいかというのは復興本部の方で、あるいは政府・与党の高度の判断になると思いますので、ここではあくまでもたたき台、選択肢の一つとして挙げさせていただいたということに御留意をいただきたいと思います。

それから、チームの座長として申し上げますが、3兆円から5兆円にするには大変でございました。安住大臣のたつての強い指示がありまして、かなり苦しみながら5兆円に引き上げさせていただいたということで、これは早急に与野党協議をし、3次補正を早急にやらなければいけないという観点から、やはり今できる範囲内のぎりぎりいっぱいのところを吐き出させていただいたということに是非御配慮いただきたいと思うところでございます。

3点目についても同様に、これは判断材料の提供でございますので、あとは政治的な判断を政府・与党の首脳部、そして、復興本部でお決めいただきたいと考えておりますし、皆さんの御意見は安住大臣が持っていかれると思っておりますのでございます。

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

非常によくわかった上で申し上げたいことは、そうであるならば、最初の消費税はなるべく充てるべきではないというのは従来の民主党の流れから正しいと思いますが、その際にこういう文言だけ書かれていますと、これが確定的に響きとして伝わりますので、是非とも経済の好転を条件としてという、それをその前ぶれとして入れていただいで、このような書きぶりにしていただければ大変に幸いだと思存じます。

また、確かに3兆円の仮置きから5兆円になったことは高く評価させていただきませんが、今、言ったJTやNTTの議論から行けば、郵貯銀行に関しても法改正の上で当

然同じようならち内に入るだろう。恐らく安住大臣は、その辺も目配りをなさっておられると私は強く確信をしておりますので、その目配りを選択肢の中で文言としていただければ幸いである。

そして、復興のこの期間に関しても、選択肢であるならば、5年と10年だけではなく、やはりもう少し幅広の15年、20年、30年とは言いません。本当は60年と言いたいところですけども、あえて言いません。少なくとも、そういった5年や10年ではないロットを示すことは決定的なものではなくて選択肢とおっしゃるならば、是非ともそれは選択肢にお入れいただきたいということです。

○五十嵐財務副大臣

この後、報告する際に、安住大臣がここで聞いておられますので、配慮していただけるものと思います。

牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

私の方から一言発言させていただきたいと思います。経済産業副大臣の牧野聖修であります。

複数の選択肢の提示に向けた留意点という中の第1に経済への配慮ということで、ここで詳しく説明していただいておりますので、この流れには私も同感であります。是非、安住大臣や皆さんに御理解いただきたいのは、APECに行って昨夜帰ってきたわけですが、世界のいろんな地域が日本の企業を引っ張り出そうという動きがすごく強いんです。ですから、空洞化は国内で、今の経済の中で、本当に日本ではやってはいけないという、大きな企業から、それに対して今度は中小企業の皆さんも外に出ていかざるを得ないというふうな発言が出てきていますし、いろんな統計でもそのことは実証されているんです。

ですから、そういうことを考えますと、この経済への配慮の説明は非常に私はいいと思っておりますので、とにかく、この空洞化が予想以上に国内でも強く出てきていますし、それから、各国が日本に手を突っ込んできているんです。殊に、やはり法人税が非常にネックになっている。ですから、このことは真剣に受け止めて、党側とよく話し合っしてほしいと思います。是非、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、亀井政調会長どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

前回のこの会議の終わり方ですけども、私たちはここでどの程度の財源を見つけないといけないのか、その土台のところがまずできておりませんでした。つまり、税外収入が一体どのぐらいになるのですか。あのときに3兆円、仮置きでしたけれども、その中身が何なのか、そして、どうやってもっと増やす方法があるのか、それをまず提示していただかないと議論にも入れませんねと言うことで終わっておりますの

で、先ほど松原先生が議論がここまで煮詰まってきてとおっしゃいましたけれども、私の記憶では、そもそも議論した覚えがありません。今のところはいろんなチームがつくった資料が提示されて説明していただいている段階でして、まだ議論は始まっていないと思います。

それで、私の疑問は、先ほど無利子非課税国債に関して五十嵐副大臣の御回答がありましたけれども、これは税と社会保障の一体改革のときもそうだったんですが、この税調が何のためにあるのか、何を議論してもいい場なのかということがはっきりしていないと思います。つまり、あのときに社会保障・税の一体改革の親会議の方は制度論を話す場であって、その制度を決めて、それに対してどの程度の税が必要で、それをどうやって捻出するかというのは税調の話ですねということで、親会議ではその中身については話されなかったんです。それで、与謝野大臣もそれについて話す機会は与えなかった。そして、この税調に来たときに、中身をどうしましょうかと話し合おうとしたらば、そこの10%のところはいじらないでくださいと言われたので、10%が決まるまでの段階でどこかで議論したという記憶は、私は全くありません。10%というのは、東大の井堀教授が自分の発表の中で最後に、私は10%程度がいいと思いますと言ったことが1回。それから後は、与謝野案が出てきたときに10%がいいと思いますと、私はずっと会議に出ていて、その2回しか聞いていません、

ですので、今回確認をしたいんですけれども、その税率について突っ込んだ議論をしたり、税外収入を見つけてきたりという作業をする場が一体どこなんでしょうかということを確認させてください。先ほどの回答で、ここの場はそういう話をする場ではありませんと言われてしまいますと全部ブラックボックスに入ってしまうので、まず、そのことは1点確認をしたいと思います。

その上で、私は前回、税外収入の見つけ方については申し上げませんでした。なぜならば、まずその前提となる、どこで見つけてきたかの資料がなかったからです。それで今日、初めて城島チームのものを見せていただきましたけれども、その中で、政府側の回答で、これは違うのではないかと思うところがあります。

その1点は、「財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項」の13ページの「7. 国債日銀引受け」のところで、私は、日銀が直接引き受けるべきであるとは考えておりません。これは市場に混乱を与えるかもしれないからです。ただし、今、円高対策で外為の為替介入をしていますけれども、その資金が1999年9月までは日銀の自己資金でやっていましたが、それを今は、1999年10月からは市中銀行から借り入れてといたしますか、政府短期証券を出して、そして資金を調達して介入している。それはつまり国民の預貯金であって、全部外貨になって、外為特会にたまっているわけですよ。それで、私たち国民新党は、この市中に出ている短期証券を日銀が買い取ることをしてはどうかということをやまず提案したいと思います。

もう一つが金の保有で、今、金が非常に高くて、女性がアクセサリーなどを持ち込

んでいますけれども、これを一部売って財源とすることはどうでしょうかということ
を国民新党としては提案したいと思います。調べましたら、外為特会の方に 34.8 トン
の金がございます。日本全体では 760 トンほど、ほとんどは日銀にありますけれども、
この金の一部を売却して財源として充てることについて、今日初めて申し上げました
けれども、財務省の御回答をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

かなりそもそも論に戻られておりますけれども、私の財務副大臣としての考え方で
ございますが、とにかく今の財政状況をより悪化させない、今の後世代へのツケ回し
をこれ以上増やさないという観点から、今の世代でなるべく、その財源を見つけ出し
てやりましょうということの中で、税外収入もできるだけ増やしましょうということ
で、党のチーム、それから、財務省の事務当局、そして、税調の作業チームというこ
ろで税外収入については検討させていただきました。

それで、ぎりぎり実務的に、時間的な制約もあります、詰めた中で吐き出させて
いただいたのは 5 兆円ということで、これも実はまだ確定的には申し上げられないこ
とです。例えば JT 株につきましても、制度改正をした上で、政府の保有率を 2 分の 1
から 3 分の 1 にする。その中で出てきた株をうまく売った場合にどの程度出るかとい
うような、確定はしていないんですけれども、かなりぎりぎり、これは政府の責任と
してやりましょうという数字を含んで、やっと 5 兆円になったというようなところで
ございますので、いろいろなアイデアがあるかと思っておりますけれども、それはまた別の、
例えば次の予算編成、来年度の予算編成でも同じように、税外収入をどれだけ見込む
か、そして、それによって赤字国債の発行高をどれだけ抑制できるかということにつ
ながっていきます。

ですので、ここで全てが終わりになるということではなくて、財政全体としてお考
えいただいて、しかし、ここは復興という立場から、急いで 3 次補正を組まなければ
いけないという立場から、この程度、ぎりぎりのところまで努力させていただいたの
で、お認めいただけないか。そういう観点でお考えいただきたいというのが正直な、
率直な考え方でございます。その他の短期証券の買い取りや、保有の金を売却するこ
うなことについても、総合的にそれが実務的に可能かどうかということも含めて検討
させていただいたと思っております。

○亀井国民新党政調会長

よろしいですか。議論を引き戻したくはないんですけれども、そもそも議論に入れ
ていただけていないので、財源の対策チームのところ国民新党の人間がだれも入っ
ていませんから、途中を知らないわけです。それで、今日初めて内容を聞いて、それ
を聞いた上でこちらが提案しているのに、議論を引き戻したと言われると非常に心外
なので、ここは私としては党に持ち帰らせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

申し訳ございません。

ただ、私としては、この点については是非御理解いただいて、先ほど申しましたように、幾つかの貴重な御提言があると思います。それについては、決してそれがだめだとか受け入れられないということではなくて、また使う機会、それが必要であれば、そして可能であれば、実現する機会はあると思いますので、ここについては、今日はかなりぎりぎりのところへ来ているということをお理解いただきたいと思います。

○亀井国民新党政調会長

無利子非課税国債については、ずっと言い続けておりますので、やらないというわけではないと毎回言われても、そのできないという理由を聞いておりませんので、うちの党としては納得するわけにはいきません。

○五十嵐財務副大臣

御意見はわかりました。それでは、どうぞ。

○滝法務副大臣

せっかく資料をいただきましたので、前回お願いした資料の中からグラフでいただいた、これまでの過去の税制改正の関係の資料の2ページで判断させていただきたいと思うんです。

これで見ますと、現行の実効税率の推移を見た場合に、言わば納税額の一番多いところですか、所得税あるいは個人住民税で最も大きな税収を生み出しているところは、恐らく1,000万円前後までのところであろうと思うんです。700万円とか1,000万円までのところで一番納税者が多いですし、納税額が多いところを見ますと、これまでの推移から見ますと、現行税率はそんなに減税をしていないということがうかがわれるわけでございます。

したがって、今回、所得税ないし個人住民税を引き上げるにいたしましても、それを考えると、10%の定率増税というよりも、5.5%ぐらいに抑えておくべきではないだろうか。直感として、別に根拠があるわけではありませんけれども、感じとしては5.5%ぐらいに抑える必要がある。そういう意味では、10年かかってもしょうがないのではないか。こういう感じが、この資料から判断できるように思いますので、その点をやはり考えていただいた方がよろしいのではないだろうかということだけは申し上げておきたいと思えます。

それから、個人住民税は、前回、私は、これも国税に逃げていないで、ある程度上げるべきであると申し上げました。ただ、それに対しては、総務省の方では各都道府県・市町村の災害に実際に当たっていないところが、それはどうするんだという議論があると思いますけれども、やはりこの際、もう少し何かした方がいいのではないかという感じはぬぐえません。今回の、例えば自然災害の被災者生活再建支援法を見ておっても、地方団体の言わば基金がないものですから、国が80%の負担割合をしなければいかぬということもあるわけですね。

ですから、そういう意味で少し上げておいても、場合によっては、そういう基金に積み増しするというものではないだろうかという感じはしますので、余り遠慮した格好ではいかがであろうかという感じがありますので、そのところも今後の問題として御配慮していただいた方がいいのではないかと感じはしますので、それだけ申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

森さん、どうぞ。

○森文部科学副大臣

どうもありがとうございます。

前回お願いいたしました資料、税外収入について、それから、経済に対する実質 GDP 成長力に及ぼす影響について御提出をいただきまして、ありがとうございます。また、安住財務大臣からは、3兆円から5兆円というところまでは頑張るということで、御努力に敬意を表する次第でございますが、先ほどの大串さんの御説明の中で、少し速くてわからなかったんですが、この GDP 成長率に及ぼす影響について、その前提として法人税減税をどうされる、どういうふうにとおっしゃったのでしょうか。もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

それから、やはり明らかに増税は経済の下振れリスクになるということが、この試算によっても明らかであるということございまして、これがその後、8年目、9年目、10年目で再び下がるという試算なんですけれども、そうしますと、このマイナスの部分、要するに経済成長率がマイナスになりますと、この試算されております増税による税収のアップは当然、下の方に押し下げられるわけで、これはその辺の相関関係があるわけですし、その辺の整合性はどうなっているのか、説明していただかないと、実は一番そこが関心があるわけですし、増税することが目的ではなくて、増税して、復興のための財源を確保して、しかも後世に負担を先送りしないということが目的なわけですから、そのためにこういう試算を前回お願いしたわけですし、その点についての相関関係についてどのようになっているのか、御説明をいただければ大変有り難いかなと思います。

それから、もう一つお願いいたしました税外収入についての資料、概要をまとめていただいたんですけれども、今後、ここで複数案をとりまとめたとしても、与党、それから、野党の皆さんとの協議が待っているわけで、果たして、この財務省さんの説明で本当にいいのか、少し心配かな、突っ込みどころ満載という言い方は少しあれなんですけれども、例えば公務員宿舎については、こういうふうに衆・参両議院の所有資産については。

○五十嵐財務副大臣

すみません、簡潔にまとめていただけませんか。

○森文部科学副大臣

売却と言っているんですが、一方で新たな公務員宿舎を 105 億円かけて建設しているということについては、どう整合ある説明をするのかとか、それから、そもそも国債整理基金については、他国においては、このような制度はなく、本当に償還したいのであれば、そのときに償還する分を借金して償還すればいいわけで、償還するための財源をこういうふうに基金で積み立てていくような制度そのものについて、やはりもう一度議論すべきではないかとか、いろいろな部分がありますので、そういう懸念があるということだけは申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、大串さん。

○松原国土交通副大臣

五十嵐さん、大串さんの前に、私も同じ質問だから、一瞬だけ。これは経済の関係と大事なことなので。

私は大串さんの御認識をお伺いしておきたいんですが、名目 GDP が上がる場合に、財務省は国税収入は弾性値 1.1 だというふうなことを言っていますが、実際は 1.1 よりも常に上回っているのは大串さん御存じのとおりだと思います。

それで我々は、名目 GDP が 1 % 上がれば、今みたいなデフレギャップのある中では国税収入は 4 % 上がるというふうな発想をしているわけです。4 % が、そうでなくても 3 % ぐらいはあるとみんな思っている。そのことに関して、細かい議論はしません。しかし、私は大串さんが、どれぐらいの弾性値があるのか、名目 GDP が 1 % 上がったら国税収入はどれぐらい上がるという御認識か、それだけただしておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、大串さん、簡潔にお願いします。申し訳ございません。

○大串内閣府大臣政務官

簡潔に御説明申し上げます。

法人税減税のところにつきましては、今年度税制改正の法律に、そもそも我が党、我が政府として出しましたタックスベースを広げた上で法人税減税を行い、ネットとして減税ですといったものが実現しているという前提の下で、ここに、選択肢にあるような法人税増税が行われた場合、その増税部分のマイナス影響のみを勘案しましたというのが、このお示しした数字であります。これが 1 点目です。

そして、2 点目にありました経済の、つまり、復興というものに関するプラスの効果とマイナスの効果のバランスが大切であるということは、まさにそのとおりでありまして、そのために、1 枚別途でお配りしました「『経済財政の中長期試算』（内閣府平成 23 年 8 月 12 日）より」において、8 月 12 日に、増税を 10 兆円行って、かつ、19 兆円の復興支出を行ったという前提でこれは計算しています。それで、実質成長率、

名目成長率、税制措置が5年の場合と10年の場合と、以下のようになっています。これが全てのバランスを飲み込んだ最終的な姿になっています。

それで今回、この8月12日から今日に至る過程で、新しい情報としては、この所得税の付加価値税、法人税の付加価値税、あるいは消費税という、それぞれ税目が選択肢として出てきたという新たな情報があったものですから、それぞれの税目によって、ここに示したようなものの変化があるかなと調べてみたところ、それぞれ見てみますと、税目によってそんなに経済に与える影響の差異はないので、おおむね、この8月12日に示した試算を税目によって大きくぶれさせることはないのではないかということをお説明申し上げたところでございます。

それから、税収弾性値についてはいろんな議論を党の方でもさせていただいたことがあります。1.1が少ないのではないかと御意見もありましたけれども、これは基本的には内閣府の方のモデルで回しておりまして、税収に与えるインパクト等々も含めた上での、先ほど申しました「経済財政の中長期試算」ということで、実質成長率のみならず名目成長率もこうなるという分析でやっておりますので、これを前提として議論しているというふうに理解していただけたらと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

もう時間がないようなので、簡潔にしておきます。

1つは7ページですか、消費税は被災者の方々に影響を与えるから、課税を全部やると配慮ができないからやるということで、そうすると、これは所得税で増やすとか、あるいは法人もそうなんですが、被災者は、所得がなくなった方は当然、所得税が取られないということでそうなんですが、被災地域・被災者に対しては、この適用はないという理解なのか。そうではなくて、被災者に対して影響があるからだめですよというようなことを言っているの、その点はどういうふうに考えられているのかが、大前提ですから、これが1点目です。

それから、今、経済のところ、7ページに、3年後に法人税はやめますということで、この「復興需要が低減する時期に減税となる」ということなんですが、3年経ったら復興需要がなくなるというのは何か根拠があるのかというのが、私もやや経済の見通しについて、ここまで断定的に書くと、非常に3年というものがそれほどの確かなものとして我々は受け止めなければいけないのかどうなのか、そこが非常にわかりにくかったというのがありますので、ここで確認しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、大臣どうぞ。

○平野東日本大震災復興対策担当大臣

被災地の税については、今、この段階でも様々な特例措置を講じていて、被災者に

過大な負担にならないような措置がもう入っています。この点についても、そういう延長線上の中で当然考えてくるものであると理解しています。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

大串さん、どうぞ。

○大串内閣府大臣政務官

簡潔に申し上げます。

今回、支出のパターンを、過去の阪神・淡路大震災等のときのパターンを見て算出したところ、1年目、2年目辺りに相当な復興支出が行われ、3年目ぐらいから低減するという過去の事例に基づいているということです。

○五十嵐財務副大臣

渡辺さん、どうぞ。

○渡辺防衛副大臣

今までの議論と少し変わりますけれども、私も党で財源検証小委員会のメンバーだったんです。それで、ここで特に国有財産の売却の問題で、昨日も衆議院の本会議場で総理が質問されていましたけれども、例えば公務員住宅を新たにつくっている。反面で、これは国の方で売却したらどうかと言ったら、これは党が出したものですけれども、現時点での具体的な計数の提示は困難であるというのが役所の方の回答だったんです。

是非、これは止められるものなら新たな建設を止めるとか、本当に売却をして必要なものを建てるというのは、一体、プラスマイナスで幾らの売却利益が得られるのか。こういうものを早く出していただきたいと思うんです。そうしないと、やはり国民の理解は得られないです。そのことは強く申し上げたいと思いますので、とにかく反映可能額というような具体的な数字を出してください。是非お願いします。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

やはり今日、我々に求められているのは震災からの復興ということで、それに向けての予算を編成し、また、それに向けての対応する法律を早急に手当てしなければならない、そういうことが大きな課題となっていて、その中で我々の、この政府税調の立場があると思うわけでございます。タイミングというものが迫られていると私は思っております。

そういった中で、実現可能な財源、かつ、将来に負担を先送りしないという、それ自体、全閣僚が入られた対策本部の決定事項でもあるわけですが、そのことが我々に求められているという中だと思っています。そういった意味で、今日御提示の

あった選択肢というもの、国税における3案、地方税における2案、私は常識的なものだと思いますので、やはりそれを一つの方向性として示していく必要があるのではないかと私は思っております。

ただ、税外収入のところ、5兆円まで御努力いただいたわけでありましてけれども、その可能性はまだあるかもしれませんし、また、償還期間についても、5年、10年のみならず、少し長くしていいのではないかという議論は党の会議でも私自身してまいりましたが、その分はやはり含みとして残し得る部分ですし、残していいのではないかと思いますし、その辺は政治判断もあろうかと思いますけれども、そのことを含みとしつつも、やはり具体的な提示をしていかなければ物事が進まない、国のためにならないということでもありますので、ここは選択肢を提示するというところで臨んでいくべきではないかと思います。

そして、松原先生が具体的に消費税の部分で文章を少し修正すべきであるという御議論もありましたから、そういったことをしっかりと加味する中で、やはり国税における3案、地方税における2案、このことを提示していく中で、最終的な政府としての、与党としての判断を仰ぐという形に持っていくべきである。このように思っております。

厚労省としての見解はありますけれども、それは今は控えさせていただきます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

議論がまだまだ尽きないところでございますけれども、時間の関係もございまして、税制調査会として、本日は4大臣おそろいでございます。東日本大震災復興対策本部に報告する複数の選択肢の取扱いにつきまして、税制調査会会長から総括をさせていただきたいと思っております。

○安住財務大臣

何回かにわたりまして、長時間御議論いただきましてありがとうございます。

今日まで作業チームの中で集約をしまして、今のいわゆる3案についてお諮りさせていただいた次第でございます。それぞれ個人個人の意見はあっても、こうしてとりまとめに向けて、非常に意見集約に努力をいただいたことを心から感謝を申し上げます。

私や黄川田副大臣や平野大臣は被災地の人間で、本当にそういう点では少し心苦しい思いもしております。ただ、この財源の確保について、様々な世論調査等をやっても、日本の国民の多くは、この復興に向けて、多少の負担については大変寛容な気持ちを持っていただいていることは、やはり我々としては本当に有り難いことだと思っております。

それに甘えるわけではありません。甘えないためにも、今、御指摘がありましたよ

うに、私のところでは5兆円ということにいたしました。なお、本当に吐き出せるものがあるのであれば絞りに絞っていきたくとも私も思っております。議論の途中でもいろいろ出てきた郵政等の問題についても、法律の改正事項がきちんと決まって、その上でもしオプションに出てくれば、十分、それはこの議論の延長線上で、これにまた資するものになる可能性も私は全く否定をいたしません。いろいろな意味で努力をしていきたくとも思います。ただ、現時点で判断できるものとして、私も、川端大臣、古川大臣と御相談申し上げ、これは大体5兆円、そして、税負担のところでは8兆円ということではどうかお願いできないだろうか。

しかし、このオプションは、今、直ちにここで私に引き取らせていただいて、政府税調としての案としては、総理に待っていただいておりますけれども、総理に持って行って、総理にこの3案について御判断いただいて、その上で党の税調に対して私としてはこの案を預けて、来週、党で本格的に御議論をしていただければいいのではないかと思っております。この場で、先ほど滝副大臣からもありましたけれども、付加の比率が、やはり10%は重いのではないかと。これを5.5%にして10年という意見も有力であった旨もしっかりとお伝え申し上げます。

様々なケースを出していただきながら、ここまで皆さんから寄せていただいた意見については、どうぞ、私の方で責任を持って総理にお伝えさせていただいて、総理の御判断を仰いだ上で、政府税調としての案という形で、多分、複数になるかもしれませんが、今晚、党税調と前原政調会長のところにお渡しさせていただく手続を是非取らせていただきたいと思いますと思っております。

なお、その後、与野党協議等々がありますので、そのことについても、紆余曲折あると思っておりますが、ここまで熱心に議論いただいた、作業チームを含め総会の皆様の御議論を全てベースとして、これから作業に入りますので、何とぞ御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

今、大臣からおまとめをいただきました。これから政府・与党調整がございますので、まだ、これで全てが終わったわけではないということで、この一定の報告を上げさせていただきたいということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

○安住財務大臣

本当にありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

なお、東日本大震災からの復興に向けた税制の対応、いわゆる第2弾の特例措置がございます。これは、去る7月15日の当調査会において、検討状況について御報告させていただきましたが、その後、関係省庁との調整が進んでおります。近く、その内

容を御報告申し上げたいと考えておりますので、具体的な日程については改めて御連絡申し上げます。また皆様にお集まりをいただき、御審議をいただきたいと思います。

記者会見は間もなく、この場所で行うこととしております。

御参集ありがとうございました。散会いたします。(拍手)

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。